

令和7年3月7日  
厚生労働省政策統括官付参事官付  
賃金福祉統計室就労条件係

「令和5年就労条件総合調査報告」の訂正について

標記について、下記のとおり誤りがありました。  
利用者の方々にはご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

#### 記

○訂正箇所(詳細は「別紙」のとおり)

第25表 企業規模・産業、1か月60時間を超える時間外労働に係る代替休暇の有無別  
企業割合及び平均代替休暇取得労働者数(中小企業に該当しない企業)

以上

第25表 企業規模・産業、1か月60時間を超える時間外労働に係る代替休暇の有無別企業割合及び平均代替休暇取得労働者数（中小企業に該当しない企業）

（単位：％）

企業規模・産業	時間外労働の割増賃金率を定めている企業 <sup>1)</sup>	代替休暇制度			1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていない <sup>2)</sup>	1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無不明	
		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている <sup>2)</sup>	制度がある				制度がない
			平均代替休暇取得労働者数(人)				
<b>T 調査計</b>	[ 91.4 ]	100.0	56.6 (100.0)	( 24.3)	55.9 ( 75.7)	43.4	
1,000人以上	[ 99.7 ]	100.0	94.4 (100.0)	( 16.6)	247.7 ( 83.4)	5.6	
100～999人	[ 97.3 ]	100.0	66.2 (100.0)	( 25.6)	33.6 ( 74.4)	33.8	
300～999人	[ 99.4 ]	100.0	84.1 (100.0)	( 22.6)	51.8 ( 77.4)	15.9	
100～299人	[ 95.3 ]	100.0	48.8 (100.0)	( 30.5)	11.0 ( 69.5)	51.2	
30～99人	[ 80.9 ]	100.0	27.7 (100.0)	( 28.1)	0.7 ( 71.9)	72.3	
<b>C 鉱業，採石業，砂利採取業</b>	[ 58.7 ]	X	X ( X)	( X)	X ( X)	X	
<b>D 建設業</b>	[ 77.2 ]	100.0	23.0 (100.0)	( 15.4)	459.7 ( 84.6)	77.0	
<b>E 製造業</b>	[ 91.6 ]	100.0	72.7 (100.0)	( 29.0)	58.4 ( 71.0)	27.3	
E1 消費関連	[ 86.4 ]	100.0	51.8 (100.0)	( 28.1)	61.4 ( 71.9)	48.2	
E2 素材関連	[ 86.9 ]	100.0	75.8 (100.0)	( 23.0)	45.4 ( 77.0)	24.2	
E3 機械関連	[100.0]	100.0	85.4 (100.0)	( 33.4)	63.2 ( 66.6)	14.6	
<b>F 電気・ガス・熱供給・水道業</b>	[100.0]	100.0	100.0 (100.0)	( 33.9)	24.0 ( 66.1)	-	
<b>G 情報通信業</b>	[100.0]	100.0	92.1 (100.0)	( 17.3)	121.0 ( 82.7)	7.9	
<b>H 運輸業，郵便業</b>	[100.0]	100.0	30.5 (100.0)	( 13.8)	29.5 ( 86.2)	69.5	
<b>I 卸売業，小売業</b>	[ 78.5 ]	100.0	70.4 (100.0)	( 25.3)	47.9 ( 74.7)	29.6	
I50～55 卸売業	[ 71.2 ]	100.0	78.1 (100.0)	( 35.2)	46.7 ( 64.8)	21.9	
I56～61 小売業	[ 84.2 ]	100.0	65.3 (100.0)	( 17.7)	49.7 ( 82.3)	34.7	
<b>J 金融業，保険業</b>	[100.0]	100.0	82.0 (100.0)	( 24.3)	15.9 ( 75.7)	18.0	
<b>K 不動産業，物品賃貸業</b>	[ 96.2 ]	100.0	68.7 (100.0)	( 28.6)	40.5 ( 71.4)	31.3	
<b>L 学術研究，専門・技術サービス業</b>	[ 84.3 ]	100.0	95.5 (100.0)	( 23.5)	44.0 ( 76.5)	4.5	
<b>M 宿泊業，飲食サービス業</b>	[ 86.2 ]	100.0	49.6 (100.0)	( 1.7)	X ( 98.3)	50.4	
<b>N 生活関連サービス業，娯楽業</b>	[ 97.2 ]	100.0	56.5 (100.0)	( 22.6)	54.4 ( 77.4)	43.5	
<b>O 教育，学習支援業</b>	[ 87.9 ]	100.0	48.5 (100.0)	( 19.7)	13.0 ( 80.3)	51.5	
<b>P 医療，福祉</b>	[ 96.9 ]	100.0	43.3 (100.0)	( 30.6)	47.8 ( 69.4)	56.7	
<b>Q 複合サービス事業</b>	[ 99.0 ]	100.0	88.6 (100.0)	( 25.1)	63.7 ( 74.9)	11.4	
<b>R サービス業(他に分類されないもの)</b>	[ 98.3 ]	100.0	46.7 (100.0)	( 5.7)	44.1 ( 94.3)	53.3	

注： 1) [ ]内の数値は、中小企業に該当しない企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。  
2) ( )内の数値は、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を100とした割合である。

第25表 企業規模・産業、1か月60時間を超える時間外労働に係る代替休暇の有無別企業割合及び平均代替休暇取得労働者数（中小企業に該当しない企業）

（単位：％）

企業規模・産業	時間外労働の割増賃金率を定めている企業 <sup>1)</sup>	代替休暇制度			1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていない <sup>2)</sup>	1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無不明	
		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている <sup>2)</sup>	制度がある				制度がない
			平均代替休暇取得労働者数(人)				
<b>T 調査計</b>	[ 95.1 ]	100.0	56.6 (100.0)	( 24.3)	55.9 ( 75.7)	43.4	
1,000人以上	[ 99.4 ]	100.0	94.4 (100.0)	( 16.6)	247.7 ( 83.4)	5.6	
100～999人	[ 96.8 ]	100.0	66.2 (100.0)	( 25.6)	33.6 ( 74.4)	33.8	
300～999人	[ 98.3 ]	100.0	84.1 (100.0)	( 22.6)	51.8 ( 77.4)	15.9	
100～299人	[ 96.3 ]	100.0	48.8 (100.0)	( 30.5)	11.0 ( 69.5)	51.2	
30～99人	[ 94.3 ]	100.0	27.7 (100.0)	( 28.1)	0.7 ( 71.9)	72.3	
<b>C 鉱業，採石業，砂利採取業</b>	[ 97.6 ]	X	X ( X)	( X)	X ( X)	X	
<b>D 建設業</b>	[ 89.4 ]	100.0	23.0 (100.0)	( 15.4)	459.7 ( 84.6)	77.0	
<b>E 製造業</b>	[ 97.8 ]	100.0	72.7 (100.0)	( 29.0)	58.4 ( 71.0)	27.3	
E1 消費関連	[ 96.9 ]	100.0	51.8 (100.0)	( 28.1)	61.4 ( 71.9)	48.2	
E2 素材関連	[ 98.3 ]	100.0	75.8 (100.0)	( 23.0)	45.4 ( 77.0)	24.2	
E3 機械関連	[ 98.1 ]	100.0	85.4 (100.0)	( 33.4)	63.2 ( 66.6)	14.6	
<b>F 電気・ガス・熱供給・水道業</b>	[ 98.6 ]	100.0	100.0 (100.0)	( 33.9)	24.0 ( 66.1)	-	
<b>G 情報通信業</b>	[ 98.6 ]	100.0	92.1 (100.0)	( 17.3)	121.0 ( 82.7)	7.9	
<b>H 運輸業，郵便業</b>	[ 96.4 ]	100.0	30.5 (100.0)	( 13.8)	29.5 ( 86.2)	69.5	
<b>I 卸売業，小売業</b>	[ 91.9 ]	100.0	70.4 (100.0)	( 25.3)	47.9 ( 74.7)	29.6	
I50～55 卸売業	[ 92.3 ]	100.0	78.1 (100.0)	( 35.2)	46.7 ( 64.8)	21.9	
I56～61 小売業	[ 91.6 ]	100.0	65.3 (100.0)	( 17.7)	49.7 ( 82.3)	34.7	
<b>J 金融業，保険業</b>	[ 98.1 ]	100.0	82.0 (100.0)	( 24.3)	15.9 ( 75.7)	18.0	
<b>K 不動産業，物品賃貸業</b>	[ 92.6 ]	100.0	68.7 (100.0)	( 28.6)	40.5 ( 71.4)	31.3	
<b>L 学術研究，専門・技術サービス業</b>	[ 94.8 ]	100.0	95.5 (100.0)	( 23.5)	44.0 ( 76.5)	4.5	
<b>M 宿泊業，飲食サービス業</b>	[ 92.9 ]	100.0	49.6 (100.0)	( 1.7)	X ( 98.3)	50.4	
<b>N 生活関連サービス業，娯楽業</b>	[ 95.7 ]	100.0	56.5 (100.0)	( 22.6)	54.4 ( 77.4)	43.5	
<b>O 教育，学習支援業</b>	[ 89.8 ]	100.0	48.5 (100.0)	( 19.7)	13.0 ( 80.3)	51.5	
<b>P 医療，福祉</b>	[ 97.6 ]	100.0	43.3 (100.0)	( 30.6)	47.8 ( 69.4)	56.7	
<b>Q 複合サービス事業</b>	[ 97.7 ]	100.0	88.6 (100.0)	( 25.1)	63.7 ( 74.9)	11.4	
<b>R サービス業(他に分類されないもの)</b>	[ 95.8 ]	100.0	46.7 (100.0)	( 5.7)	44.1 ( 94.3)	53.3	

注： 1) [ ]内の数値は、全企業に対する、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。  
2) ( )内の数値は、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を100とした割合である。